

我孫子市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和3年告示第296号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給対象者等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、給付金は、別表第1の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、基準日後又は申請日後に支給対象者が死亡した場合において、既に支給対象者に対し当該対象児童（次条に規定する対象児童をいう。）に係る給付金の支給が決定されているときは、この限りでない。</p> <p><u>（給付金の種類、内容及び額）</u></p> <p>第5条 給付金の種類、内容及び額は、別表第2に定めるとおりとする。</p>	<p>（支給対象者等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、給付金は、別表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、基準日後又は申請日後に支給対象者が死亡した場合において、既に支給対象者に対し当該対象児童（次条に規定する対象児童をいう。）に係る給付金の支給が決定されているときは、この限りでない。</p> <p><u>（支給額）</u></p> <p>第5条 給付金の支給額は、対象児童1人につき50,000円とする。</p>

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

種類	内容	額
先行給付	第6条第1項の規定により、令和3年12月6日付けで市長から給付金の支給の申込みを受けた一般支給対象者に支	対象児童1人につき 50,000円

	給するもの	
後行給付	先行給付の支給を受けた者 (前表の下段の左欄に掲げる 場合にあつては、同段の右欄 に掲げる者(以下この表にお いて「配偶者」という。)) に支給するもの	先行給付として支給を受 けた額(配偶者にあつて は、対象児童1人につき 50,000円)
一括給付	先行給付の支給を受けていな い支給対象者(配偶者を除 く。)に支給するもの	対象児童1人につき 100,000円
追加の一括給付	先行給付、後行給付又は一括 給付の支給に係る対象児童と してない新生児(以下この 表において「その他の新生児」 という。)を支給に係る対象 児童とする新生児支給対象者 に支給するもの	その他の新生児1人につ き100,000円

附 則

この告示は、公示の日から施行する。